

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年9月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年10月4日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 天満井地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高須中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大春田地区	〃